

新	旧	備考
<p data-bbox="208 177 855 300">貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）の引受基準について 社団法人日本鉄鋼連盟 日本化学工業品輸出組合 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p data-bbox="465 368 954 443">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00068 最終改正 平成 21 年 <u>3 月 25 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="109 560 954 831">この規程は、<u>「貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書」又は「貿易一般保険包括保険（化学品）特約書」（以下 2 者を総称して「特約書」という。）</u>により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条第 <u>2 項</u>の規定に基づく保険契約の締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p data-bbox="118 995 329 1023">1．基本的引受基準</p> <p data-bbox="118 1043 954 1118"><u>（1）特約書第 1 条第 1 項に規定する輸出契約は、「別紙 1 2 年未済案件の解釈等」に該当する 2 年未済案件に限るものとする。</u></p> <p data-bbox="118 1139 954 1315"><u>（2）国際的取決めに基づく基準に適合しない輸出契約については、特約書第 1 条第 1 項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u></p>	<p data-bbox="1077 177 1724 300">貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）の引受基準について 社団法人日本鉄鋼連盟 日本化学工業品輸出組合 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部</p> <p data-bbox="1332 368 1821 443">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00068 最終改正 平成 21 年 <u>2 月 2 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="981 560 1825 783">この規程は、<u>「貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）特約書」（以下「特約書」という。）</u>により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条第 <u>5 項</u>の規定に基づく保険契約の締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。</p> <p data-bbox="990 995 1200 1023">1．基本的引受基準</p> <p data-bbox="990 1139 1825 1410"><u>（1）ベルン・ユニオン等国際的取決めに基づく基準に適合しない輸出契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。なお、ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」の取決めにおいて信用供与期間が最長 180 日に規制されている品目は「別紙 1 消費財等」のとおりとする。</u></p>	

<p>また、契約金額が500億円を超える輸出契約については、原則として保険契約を締結しない。</p> <p><u>(3)</u> 輸出契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。</p> <p><u>(4)</u> この規程に適合しない輸出契約であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年4月1日 01-制度-00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した輸出契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p>なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす輸出契約に限るものとする。</p> <p>ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p>契約金額が1億円未満のもの</p> <p>仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの</p> <p>代金決済のユーザンスが1年以内のもの</p> <p><u>(5)</u> 契約発効条件のある輸出契約の保険契約の申込みは、日本貿易保険は輸出契約の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する責めに任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、輸出契約の発効前の申込みを妨げるものではない。</p> <p>なお、輸出契約が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更申請により順次申込みを行うものとする。</p> <p><u>(6)</u> 輸出契約の相手方（輸出契約の相手方が複数の場合にあっては、いずれかの者とする。）が保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあっては、内容変更承認申請時。以</p>	<p>また、契約金額が500億円を超える輸出契約については、原則として保険契約を締結しない。</p> <p><u>(2)</u> 輸出契約に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこととする。</p> <p><u>(3)</u> この規程に適合しない輸出契約であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年4月1日 01-制度-00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した輸出契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p> <p>なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす輸出契約に限るものとする。</p> <p>ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p>契約金額が1億円未満のもの</p> <p>仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの</p> <p>代金決済のユーザンスが1年以内のもの</p> <p><u>(4)</u> 契約発効条件のある輸出契約の保険契約の申込みは、日本貿易保険は輸出契約の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する責めに任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、輸出契約の発効前の申込みを妨げるものではない。</p> <p>なお、輸出契約が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更申請により順次申込みを行うものとする。</p> <p><u>(5)</u> 輸出契約の相手方（輸出契約の相手方が複数の場合にあっては、いずれかの者とする。）が保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあっては、内容変更承認申請時。以</p>	
---	---	--

下同じ。)において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063。以下「名簿規程」という。)第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿(以下「名簿」という。)の事故管理区分Bに格付けされている場合又は名簿規程別表3第1号から第6号の事由により名簿から削除されている場合は、保険契約の申込みを要しない。

2. 国別引受基準

仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。

なお、仕向国、支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」による。

(1) 引受停止国

次の - 1、 - 2 又は に該当する輸出契約は、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

- 1 次表に掲げる国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約

アフガニスタン	イラク	グルジア	ソマリア
チャド			

- 2 次表に掲げる地域が仕向地、支払地又は保証地(仕向地、支払地及び保証地については「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用)となる輸出契約

キプロス北部トルコ占領地域

政府開発援助契約等(「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。)又は前受金により支払を受ける輸出契約を除き、次表に掲げる国が支払国(保証国がある場合には当該保証国)となる輸出契約

アンティグア・バーブーダ	エリトリア	北朝鮮	キューバ
コンゴ民主共和国	ジンバブエ	スーダン	ハイチ

下同じ。)において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063。以下「名簿規程」という。)第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿(以下「名簿」という。)の事故管理区分Bに格付けされている場合又は名簿規程別表3第1号から第6号の事由により名簿から削除されている場合は、保険契約の申込みを要しない。

2. 国別引受基準

仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。

なお、仕向国、支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」による。

(1) 引受停止国

次の - 1、 - 2 又は に該当する輸出契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

- 1 次表に掲げる国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約

アフガニスタン	イラク	グルジア	ソマリア
チャド			

- 2 次表に掲げる地域が仕向地、支払地又は保証地(仕向地、支払地及び保証地については「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用)となる輸出契約

キプロス北部トルコ占領地域

政府開発援助契約等(「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。)又は前受金により支払を受ける輸出契約を除き、次表に掲げる国が支払国(保証国がある場合には当該保証国)となる輸出契約

アンティグア・バーブーダ	エリトリア	北朝鮮	キューバ
コンゴ民主共和国	ジンバブエ	スーダン	ハイチ

(注1) 政府開発援助契約等の取扱いは、次のとおりとする。(2) において同じ。)

輸出契約の契約金額の全部が政府開発援助契約等に該当するものについては、保険契約を締結する。

輸出契約の契約金額の一部が政府開発援助契約等に該当する場合は、当該部分、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

(注2) 前受金により支払いを受ける輸出契約の取扱いは次のとおりとする。

輸出契約の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについては保険契約を締結する。

この場合、前受金受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

輸出契約の契約金額の一部が、第三国(上記(1)に該当する国を除く。)の銀行(名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされているものに限る。)が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)により決済される場合、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

この場合、前受金については受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

(2) 条件付引受国
引受基準

(注1) 政府開発援助契約等の取扱いは、次のとおりとする。(2) において同じ。)

輸出契約の契約金額の全部が政府開発援助契約等に該当するものについては、保険契約を締結する。

輸出契約の契約金額の一部が政府開発援助契約等に該当する場合は、当該部分、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

(注2) 前受金により支払いを受ける輸出契約の取扱いは次のとおりとする。

輸出契約の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについては保険契約を締結する。

この場合、前受金受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

輸出契約の契約金額の一部が、第三国(上記(1)に該当する国を除く。)の銀行(名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされているものに限る。)が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)により決済される場合、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

この場合、前受金については受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

(2) 条件付引受国
引受基準

政府開発援助契約等又は輸出契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、輸出契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない輸出契約については引き受けない。したがって、特約書第1条第1項の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う場合であって、輸出契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表1 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。

条件等

イ.輸出契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責に任ずる。

ロ.輸出契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、輸出契約における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。

附 則〔抄〕

政府開発援助契約等又は輸出契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、輸出契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない輸出契約については引き受けない。したがって、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う場合であって、輸出契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表1 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。

条件等

イ.輸出契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責に任ずる。

ロ.輸出契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、輸出契約における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。

附 則〔抄〕

<p>附 則〔平成 19 年 7 月 2 日〕</p> <p>改正後の 2 . (1) (注 2) の規定中「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500) 若しくは信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とする。</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 9 日から実施する。</p> <p><u>附 則〔平成 21 年 3 月 25 日〕</u></p> <p><u>この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>附 則〔平成 19 年 7 月 2 日〕</p> <p>改正後の 2 . (1) (注 2) の規定中「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500) 若しくは信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とする。</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 9 日から実施する。</p>	
---	--	--

削除

[別紙 1]

消費財等

消費財等とは、ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」の取
極めにおいて信用供与期間が最大 180 日と規制されている原材料、半製品及び
消費財であって、以下に掲げる分類に該当する品目をいう。

(注)「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(H
S条約)の附属書として採択された「商品の名称及び分類についての統一システ
ム」(Harmonized Commodity Description and Coding System 『H S』)及
び輸出統計品目表の分類に拠る。

第2類 ~ 第5類
第6類 (0601,0602を除く。)
第7類 (0701-10を除く。) ~ 第9類 (0909を除く。)
第10類 (1005-10,1006-10,1008-10を除く。)
第11類
第12類 (1209を除く。)
第13類 ~ 第30類
第32類 ~ 第37類
第38類 (3808を除く。)
第39類 ~ 第71類 (3922,3923,3925,4011 ~ 4013,4016-94,
4822,6813,6902 (耐火れんがに限る。))を除く。)
第72類のうち
Rough-steel(ingots,slabs,blooms,billets bars and rods)7201 ~
7207,7218,7224
Light-steel7208-27,-39,-54,7209-16 ~ 7209-18,7209-26 ~ 7209-28
(Tin Plate)7210-11,-12,7212-10
(Rod)7213 ~ 7215,7221,7222,7227,7228
(Wire)7217,7223,7229
第73類のうち 7317 ~ 7319,7320-20,7320-90,7323
第74類のうち 7401 ~ 7407,7409,7410,7414 ~ 7418
第75類のうち 7501 ~ 7506,7508
第76類のうち 7601 ~ 7604,7606,7607,7615,7616
第78類のうち 7801 ~ 7804
第79類のうち 7901 ~ 7905
第80類のうち 8001 ~ 8005
第81類
第82類のうち 8211 ~ 8215
第83類のうち 8304 ~ 8311
第93類のうち 9306-21,9306-29
第94類 (9402,9406-00を除く。) ~ 第97類

新設

[別紙1]

2年未満案件の解釈等

1. 2年未満案件とは、次のいずれかに該当する輸出契約をいう。

(1) 代金の決済が起算点から2年未満までに行われる輸出契約

(2) 代金の10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上経過して行われ、その他の部分の決済が起算点から2年未満までに行われる輸出契約

2. 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。

単体貨物：一個体毎に機能を有するもの又は使用し得るもの：

・ E/S（各船積時）起算又はM/S（中間船積時＝契約金額の50%を超えて船積みされた時）起算以前

複合貨物：2種類以上の貨物の組み合わせにより機能するものであつ

て、据付指導等の責任を有さないもの：

・ E/S、M/S又はLM/S（主要貨物船積時＝通常付属部品を除く本体貨物のL/S（最終船積時）又は契約金額の95%を超えて船積みされた時）起算以前

複合貨物：2種類以上の貨物の組み合わせにより機能するものであつ

て、据付指導等の責任を有するもの：

・ P/A（仮引渡時）起算又はC/O（検収テスト終了時）起算以前

（備考）

1. E/S : Each Shipment

2. M/S : Middle Shipment

3. LM/S : Last Major Shipment

4. P/A : Provisional Acceptance

5. C/O : Commissioning

[別紙2] (略)

[別紙2] (略)

[別紙 3] (略)

[別表 1] (略)

[別表 2] (略)

[別紙 3] (略)

[別表 1] (略)

[別表 2] (略)